

関西広域連合医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

平成 31 年 3 月 27 日
関西広域連合規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）の施行について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受験の申請)

第 2 条 省令第 159 条の 5 の規定による受験の申請書には、写真（出願日前 6 月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦の長さ 4.5 センチメートル、横の長さ 3.5 センチメートルの写真で、裏面に氏名を記載したもの）を添付しなければならない。

(不正受験者に対する措置)

第 3 条 広域連合長は、試験に関し不正な行為を行った者に対して、その受験を停止させ、または合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者で、既に省令第 159 条の 6 の規定による合格したことを通知する書類（以下「合格通知書」という。）の交付を受けている者は、速やかに当該合格通知書を広域連合長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。